

大阪府所管高齢者施設等管理者・施設長 様

いつもお世話になっております。

大阪府介護事業者課です。

高齢者施設等におけるワクチン接種の促進等についてのお知らせ（下記1から3）と令和5年4月14日付け高事第1084号で依頼しました標記調査の再度のお願い（下記4）です。（本メールは既に回答いただいている施設にもお送りさせていただいていますが、未回答施設並びに既回答施設ですべての項目が○（若しくは△）でない施設は必ずお読みください。）

1. 新型コロナウイルスワクチン接種について

ワクチンの有効性は経時的に低下することから、接種希望者の方に一日でも早く接種いただくことが重要です。

大阪府としましても、各市町村のワクチン担当課へ接種券送付の前倒し等について（別添1）のとおり依頼しています。

令和5年4月19日付け感支第1161号「高齢者施設等における接種促進に向けた取組内容の変更について」の通知（別添2）により、各施設における接種体制の確保についてお願いしておりますが、巡回接種や接種券の代行手配のチラシをご参照いただき、各施設においては、可能な限り早期に接種を促進されますようお願いいたします。

2. 新型コロナウイルス感染症5類感染症への位置づけ変更後の移行期間における対応について

本日、大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、新型コロナウイルス感染症5類感染症への位置づけ変更後の移行期間における対応について決定しましたので、ご参照ください。

○第88回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議【資料2-2】

https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/38215/00453234/2-2_gorui230428.pdf

○知事からのメッセージ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/message_governor/corona_message_2020.html

3. 高齢者施設等における感染対策等について

「高齢者施設等における感染対策等について」（令和5年4月18日付け厚生労働省老健局高齢者支援課他連名事務連絡）の通知がありましたのでお知らせいたします。（別添3）

高齢者施設等における新型コロナウイルスかかる感染対策については、感染症法上の位置づけ変更後も、感染対策の徹底を当面継続することとされています。

「日頃からの感染対策」、「感染者が発生した場合の感染対策」等について、通知を参考に

ご対応くださいますようお願いいたします。

4. 高齢者施設等における協力医療機関等との連携状況等調査について（リマインド）（別添4）

※前回のリマインドと同内容ですが、未回答施設並びに既回答施設ですべての項目が○（若しくは△）でない施設は必ずお読みください。

- ・ 本調査の回答期限は5月7日（日）です。
- ・ 本調査は、「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」における

「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」（施設内療養補助（国制度）：施設内療養者1名あたり最大30万円）の補助にあたっての要件確認を兼ねています。

・ 未回答施設並びに、すでに回答いただいている施設におかれましても以下の5項目が全て○（若しくは△）となっていない場合は施設内療養補助の対象となりません。

改めて、検討、調整いただき、○に変更される項目がある場合は、再度回答いただきますようお願いいたします。

※再度回答いただく場合は、施設情報等修正欄に「再回答」と記入してください。

・ なお、検討、調整いただくにあたっての留意点も下記に記載しておりますので、必ずお読みください。

【以下の5項目がすべて○（若しくは△）の施設のみ、施設内療養補助の対象となります。】

■医療機関との連携（「施設からの電話等相談対応」「施設等への往診（オンライン診療含む）」「入院要否判断や入院調整」）

■感染症の予防及びまん延防止のための研修（5月7日までに実施予定も含む）

■感染症の予防及びまん延防止のための訓練（同上）

■オミクロン株対応ワクチン（1回目：）の施設接種の実施若しくは住民接種の勧奨及び接種状況の把握

■オミクロン株対応ワクチン（2回目）の施設接種を実施予定若しくは住民接種の勧奨及び接種状況の把握

【各項目の留意点】

● 医療機関との連携については、4月17日に大阪府より府内の医療機関に対して高齢者施設等との連携について協力依頼を行っています。

● 5類化後は発熱患者等への外来診療体制が変わります。医療機関の応召義務について、発熱等の症状や、新型コロナ患やその疑いのみを理由とした診療拒否は「正当な理由」に該当しない取扱いとなります。医療機関との連携体制が確保できていない施設におかれましては、改めて医療機関への依頼など調整を行ってください。

● 「入院要否判断や入院調整」については、5月8日以降は原則病院間での入院調整となることから、これまで入院調整していない医療機関についても可能となる場合がありますので、改めて医療機関にご確認ください。

● 研修及び訓練については、運営基準上、各施設等での実施が努力義務とされておりますので、未実施の施設におかれましては、5月7日までに実施してください。

※訓練は、令和4年5月23日高事第1232号で依頼した「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症発生時対応訓練」を実施している場合も含まれます。

(参考) 下記ページに研修や訓練の参考資料、動画等掲載していますので、ご活用ください。
社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策

<https://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/kansentaisaku/index.html>

● オミクロン株対応ワクチン(1回目)については、市町村が実施する住民接種での接種勧奨及びその接種状況の把握も含まれます。

その場合は△で回答をお願いします。

● オミクロン株対応ワクチン(2回目)については、実施を予定しているが日程が決まっていない場合は、「2023年8月31日」を選択してください。

なお、市町村が実施する住民接種での接種勧奨及びその接種状況の把握も含まれます。

【依頼内容抜粋(再掲)】

1. 対象施設：大阪府内(政令市・中核市を含む)に所在する次の施設

介護老人福祉施設(地域密着型含む)、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所(併設の短期入所事業所は本体施設でまとめて回答してください。)

2. 調査期間：令和5年4月14日(金)～同5月7日(日)

3. 回答方法

下記URLにアクセスいただき、回答してください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koreishisetsu/iryoukikanrenkei/index.html>

大阪府福祉部 高齢介護室

介護事業者課 施設指導グループ

TEL：06-6944-7106 FAX：06-6944-6670
